

◆ 手洗い、うがいをしましょう ◆

児童扶養手当制度改正のお知らせ

(健康福祉課)
 公的年金を受給しているため児童扶養手当が受給できなかった人について、平成26年12月1日の制度改正により、児童扶養手当が受給できるようになりました。

(例) 支給とならない場合	(例) 支給となる場合
所得判定の結果、全額支給対象と判定 (児童1人の場合) 支給月額 41,140円	所得判定の結果、全額支給対象と判定 (児童1人の場合) 支給月額 41,140円
受給年金月額 50,000円	受給年金月額 30,000円
受給年金額の50,000円のほうが児童扶養手当月額より多いので支給とならない。	受給年金額の30,000円との差額11,140円が、児童扶養手当として支給となる。

支給条件は、所得により算定した児童扶養手当額が年金額よりも多い場合となります。

年金額との差額分を児童扶養手当として受給できます。

※一部支給判定の場合、一部支給停止後の金額との比較となりますので、ご注意ください。

平成26年11月30日までに児童や受給者が年金を受給できる(さかのぼって支給される場合を含む)ようになった場合は資格喪失となり、すでに支払った児童扶養手当は返納していただくとともに、平成26年12月以降に年金額との差額を児童扶養手当で受給する場合には、児童扶養手当の新規認定の手続きが必要となります。

※次のような場合は、今まで通り届出が必要になります。
 ・児童が、父または母の死亡により支給される公的年金または遺族補償を受けることができるとき
 ・児童が、父または母に支給される公的年金の加算対象となっている場合
 ・受給者が、公的年金給付を受けることができるとき

○申請期日
 3月31日(火)まで

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
 ☎(84)0006 (直通)

ワクチン接種の公費助成について

(健康福祉課)

○成人用肺炎球菌ワクチン
 平成26年10月1日から、成人用肺炎球菌ワクチン接種の公費助成を実施しています。

平成26年度に、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳、101歳以上の各年齢に該当される方で、いままでは肺炎球菌ワクチンを接種されていない方は、公費助成(3,000円)を受けることができます。期間は、3月31日までですので、お早めに接種してください。

○水痘(みずぼうそう)
 水痘予防接種が、平成26年10月1日から定期予防接種となり、公費で受けられるようになりました。
 平成26年度限りの特例措置として、満3歳から満4歳の方は、1回接種することができます。ただし、すでに水痘にかかったことがある方や、ワクチンを接種された方は対象外です。期間は、3月31日までですので、お早めに接種してください。

○お問い合わせ
 保健センター ☎(84)1910

パパ・ママ教室の開催について

(健康福祉課)

町では、元気な赤ちゃんが生まれ育つよう、また妊娠中の生活が不安なく過ごせるように、パパ・ママ教室を実施しています。お友だちづくりの場としても、ぜひご利用ください。

○日時

1日目 2月25日(水)

午前9時30分～11時30分

2日目 2月28日(土)

午前9時30分～11時45分

○内容

1日目

助産師・栄養士による講話

「妊娠中の過ごし方」、「妊娠中の栄養」

2日目

ビデオ鑑賞「赤ちゃん・このすばらしき生命」、おふろの入れ方実習、母乳相談

○対象者

町内在住の妊婦及びその家族

○お申し込み・お問い合わせ

2月23日(月)までにお申し込みください。(土日は除く)

保健センター ☎(84)1910